

○琉球大学国際地域創造学部における配属プログラムの変更に関する内規

(平成 31 年 1 月 23 日制定)

改正 令和 3 年 7 月 21 日

- 1 配属プログラムの変更を希望する学生については、所定の手続きを経て学部長がこれを決定する。
- 2 プログラム配属の変更を希望する学生は、指定する日(希望する配属プログラム変更の開始時期が前学期の場合は前年度の 1 月 10 日、後学期の場合は当該年度の 7 月 10 日)までの間に、学部長(本学部学務担当)に願書を提出しなければならない。ただし、休学にあるものはこれを認めない。
- 3 プログラム配属の変更を志願する者に対しては、教務委員会による第一次審査(書類審査)及び配属希望先プログラムによる第二次審査を行うものとし、その審査項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

○第一次審査：教務委員会(書類審査)

(1) 配属希望先プログラムの目安定員(上限は目安定員の 105%)

| 各プログラム目安定員(収容定員を基準とする。) |          |          |
|-------------------------|----------|----------|
| 観光地域デザインプログラム           | 昼間主 60 名 |          |
| 経営プログラム                 | 昼間主 60 名 | 夜間主 20 名 |
| 経済学プログラム                | 昼間主 65 名 | 夜間主 30 名 |
| 国際言語文化プログラム             | 昼間主 48 名 | 夜間主 30 名 |
| 地域文化科学プログラム             | 昼間主 32 名 |          |

(2) 当該学生の成績(GPA)

○第二次審査：配属希望先プログラム

- (1) 申請理由
  - (2) 当該学生が申請時までに履修した全科目の成績(GPA)
  - (3) その他(面接等)
- 4 配属プログラムの変更は、前項の審査結果に基づき、代議会の議を経て学部長が許可する。
  - 5 配属プログラムの変更を許可された者の在学すべき年数及び年次は、代議会の議を経て学部長が決定する。

附 則

この内規は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 21 日)

- 1 この内規は、令和 3 年 7 月 21 日から施行する。
- 2 琉球大学国際地域創造学部における配属プログラムの変更に関する細則(令和 2 年 3 月 25 日制定)は、廃止する。